平成２５年（フ）第１０２７７号
千葉県柏市南増尾３丁目38―６―101
債務者　中川　清司
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２７８号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目120―６　トトロの森２―101
債務者　新美　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２８１号
東京都葛飾区白鳥３丁目24―３―306
債務者　田波　三男
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２８６号
東京都杉並区梅里２丁目32―10　メゾンＳ―202
債務者　叶屋由美子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６０５号
横浜市瀬谷区南台１丁目３番地の１　南台ハイツＡ１棟505号
債務者　田中　義昭
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６９号
横浜市戸塚区原宿４丁目18番13―202号
債務者　長　　幸子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１６２号
埼玉県入間市宮寺643番地８
破産者　株式会社ＮＣ　ＣＯＭＰＡＮＹ
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０号
千葉県茂原市萱場31番地４
破産者　善福　正男
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４０５号
東京都八王子市中野山王２丁目７番３号ハイツ小池南105号
破産者　松本　浩一
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５００号
東京都東久留米市ひばりが丘団地６番７―803
破産者　齋　　徳子
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３３６号
愛知県知多郡東浦町大字生路字池下30番地１
破産者　株式会社マイプランツーリスト
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０６９号
名古屋市瑞穂区太田町１丁目14番地
破産者　株式会社江戸屋本店
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４号
岡山県倉敷市幸町４番47号
破産者　有限会社エスカルゴ
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
広島市西区井口３丁目４番１―619号
破産者　特定非営利活動法人青年育成グローバルステーションＳｅｉｓｓｕ
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５８号
広島市南区宇品神田５丁目６番16号
破産者　有限会社トータルネット
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３６号
広島市佐伯区五日市１丁目１番１号
破産者　有限会社河野家具店
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８号
北海道帯広市東１条南16丁目17番地
破産者　道熱工業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
青森県十和田市元町東２丁目14番26号
破産者　有限会社十和田湖レストハウス
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１７０号
秋田市山王３丁目１番１号県庁第２庁舎３階Ａ―９
破産者　Ｌａｋｉｔａ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部